

第三回

北九州市「雑草対策のあり方」検討会議

資料 2

第二回検討会議での構成員の意見と
その対応方針(案)について

【 書面開催用 】

— 北九州市 都市整備局 —

令和8年3月3日

■ 第二回検討会議での構成員の意見とその対応方針(案)について

1 PDCAサイクル実施期間の明確化と管理コスト削減効果の具体化について

◆構成員の意見

- ・ 総論26ページに盛り込まれたPDCAサイクルは非常に重要である。雑草対策基本戦略の実効性を高めるため、幅を持たせてもよいので、PDCAサイクルを回す具体的な期間(例: 3年、5年)の記載の検討を提案する。
- ・ 基本資料集は市民への理解促進に役立つが、総合的雑草管理を実施した場合の管理コスト削減効果が現状の資料では想像しにくい。例えば、「現状コスト100が80や60になる」といった具体的な効果を盛り込むことで、市民の理解がさらに深まる。

➡対応方針（案）

- ・ PDCAサイクルを回す期間は、実行計画の個別の取り組みによって短いものから長いものまで様々であるため、実行計画を作成していく中で個別に検討していくこととしたい。
- ・ 総合的な雑草管理の導入による管理費削減効果は、PDCAサイクルにおけるKPI設定や費用対効果の検証の中で、実行計画を作成していく際に具体的にイメージできるように検討していくこととしたい。また、新しい取り組みの費用対効果も検証しながら実施することとしたい。

■ 第二回検討会議での構成員の意見とその対応方針(案)について

2 化学的防除における懸念について

◆構成員の意見

- ・ 化学的防除に関して、「調査研究を行う」と記載すると、使用を前提に話が進んでしまう懸念があるため、その点については注意が必要である。

➡対応方針（案）

- ・ 今回新たに追加した総論P.20の資料は、現在の取組状況を踏まえた上での当面の方向性を示すもので、化学的防除については、安全安心を第一に慎重かつ入念な議論が必要なものとして、調査/研究段階に位置付けている。今後、その旨丁寧に説明してまいりたい。

■ 第二回検討会議での構成員の意見とその対応方針(案)について

3 植物調節剤の解説について

◆構成員の意見

- ・ 化学的防除の項目に出てくる「植物調節剤」という語句について、資料に「農薬」という言葉がないため、その違いや具体的にどのようなものかを簡単に説明する言葉を付け加えることで、資料の理解が深まる。
- ・ 植物調節剤が強力な薬剤を指していないかなども含めて、説明ができるといいのではないか。

➡対応方針（案）

- ・ 植物調節剤については、「農薬のうち、除草剤および植物成長調整剤をまとめたもの」と定義し、除草剤および植物成長調整剤の説明文を基本資料集P. 35に追加する。
- ・ 農薬には他にも、殺虫剤や殺菌剤が含まれており、植物調節剤の位置づけをわかりやすくするため、農薬の分類図を記載する。
- ・ また、農薬に関する補足情報として、農薬の登録制度についての説明を基本資料集P. 36に追加する。

【定義】 有用植物の生育を妨げる「雑草」を除去する作業を指す

■目的

- 施設の機能維持や景観を阻害し、病害虫の発生源にもなる雑草を取り除く
- 有用植物（作物、庭木、観賞植物など）の生育環境を確保し、栄養分、水分、光などの資源の競合を避ける

■対象

- 一般的に、人間にとって価値のない、あるいは有害であると認識される植物
- 場所や状況によって、「雑草」の定義は変わり得る
(例：畑では雑草でも、山では有用な野草となることもある)

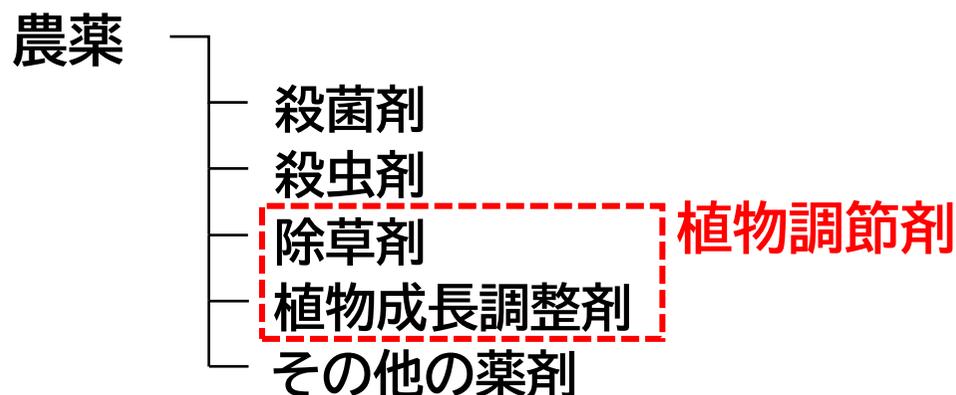
■主な方法

- 手作業 … 手で引き抜く、草刈り鎌を使用する など
- 機械作業 … 草刈り機、除草機 など
- 化学的除草 … 植物調節剤(除草剤、植物成長調整剤)の使用 など
- 物理的除草 … 熱による除草 など

【定義】 農薬のうち、除草剤および植物成長調整剤をまとめて、「植物調節剤」とする

※農薬取締法(第二条)では、「農薬」とは、「農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」と定義されている。

■分類図



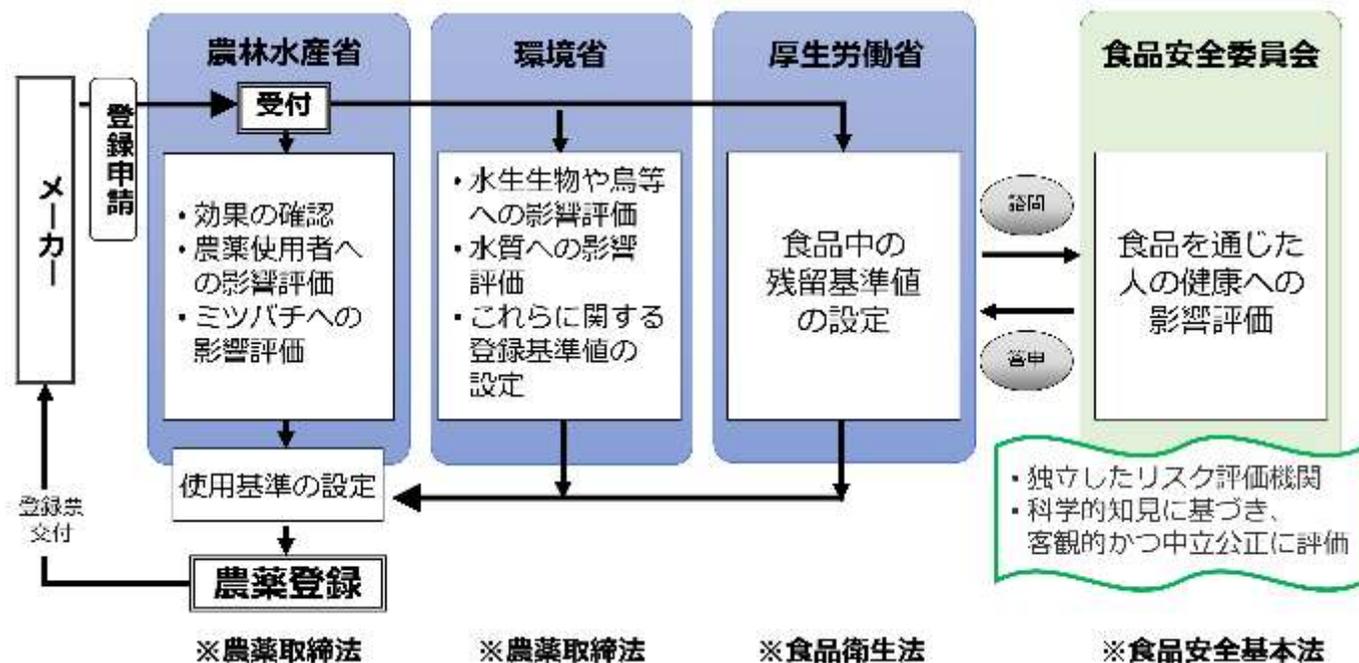
■解説

- 除草剤 … 雑草を防除する薬剤
- 植物成長調整剤 … 農作物の生育を促進したり、抑制する薬剤

V 除草の情報 (1-2) 植物調節剤の定義(農薬について補足)

【補 足】農薬の登録制度について

- ✓ 農薬は、毒性、作物への残留、環境への影響等に関する様々な試験成績に基づき安全性の評価を行い、安全と認められる農薬だけが登録される。
- ✓ 農薬の登録にあたっては、農林水産省のほか、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、環境省が、それぞれの法律に基づいて役割分担して対応している。



(出典) 農薬取締法に基づく規制の現状と今後について(農林水産省HPより)

■ 第二回検討会議での構成員の意見とその対応方針(案)について

4 チガヤの活用について

◆構成員の意見

- ・基本資料集P.20にチガヤが雑草の代表例として載っているが、チガヤは日本の在来種であり、外来種の侵入を防ぐ効果もあることから、雑草が生えにくい環境を整える耕種的防除の観点から、場所によってはチガヤが良い場合もあるのではないか。
- ・河川において、チガヤは日本の草であり悪くないが、街路においては深刻な問題であり、チガヤは北九州で猛威を振るっている。
- ・チガヤは日本の在来種であり、堤防の崩壊防止に有効である。チガヤを密生させることで、菜の花のような外来植物の侵入を抑制する効果も期待できる。
- ・道路においては、チガヤの根がしつこく繁茂し、刈り取ってもすぐに再生するため、管理が非常に困難であり、道路での使用には適さない。

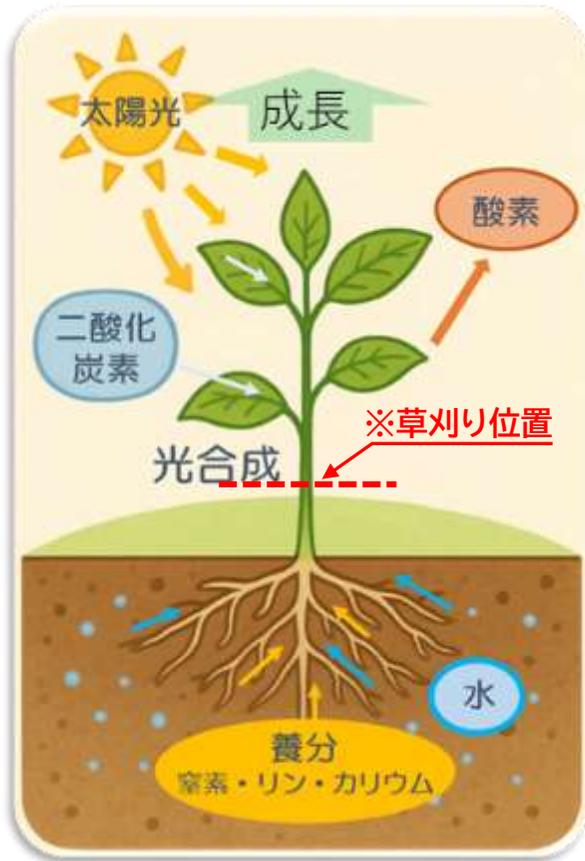
➡対応方針（案）

- ・総論P4の写真について、説明に合わせて、道路に生えているチガヤの写真に差し替える。
- ・チガヤについて、基礎資料集P20「Ⅱ 雑草の情報」に、活用事例も含めて、説明を記載する。
- ・なお、北九州市でも紫川において、河川の法面に緑化植物としてチガヤを活用している。

1. 背景（現状）

2) 地球温暖化などの気候変動の影響

■ 植物(草)の成長メカニズム（生物学的知見）



- 葉は光合成で栄養(デンプン 等)を作り出す
- 根は土壌から水と養分(窒素、リン、カリウム)を吸収
- これらの栄養を使い、根は重力に沿って下へ伸び、
茎や葉は光を目指して上へ伸びる
- チガヤ等の多年草(夏草)の最適気温は30~40℃



- ➔ 多年草(夏草)は“草刈りのみ”では茎や根が残るため、再び成長
- ➔ 温暖化に伴う 難防除雑草 の勢力拡大も
除草を困難にしている一因

✓ チガヤ



5月から6月頃に、白い毛で覆われた特徴的な円筒形の花穂を出し、綿毛のついた種子を散布する。地下茎による繁殖力が非常に強く、道路等では防除が難しい雑草とされているが、「古くから風土記、万葉集、徒然草など多数の古典に詠まれている我々になじみの深い植物」(※1)であり、紫川の斜面でも在来種の緑化植物として利用されている。

※1 下線部及び写真の出典：兵庫県立農林水産技術総合センターウェブサイト“在来種「チガヤ」を緑化植物として利用する”

✓ セイバンモロコシ



ヨーロッパ・中東原産の多年草。春に地下茎から芽を出し、初夏から夏にかけて急激に成長して2m近くまで背丈を伸ばし繁茂。特に盛夏(7月~9月頃)に最も旺盛に生育し、秋(8月~10月頃)に赤紫色を帯びた穂をつける。再生力が非常に強く、刈り取ってもすぐに再生する性質がある。

✓ セイタカアワダチソウ



北アメリカ原産の多年草。繁茂時期は4月から11月ごろで、特に草丈が大きく伸びて群落を形成するのは夏から秋にかけての時期。開花時期は10月から11月。アレロパシー(※2)を有する。非常に順応性が高く、高温乾燥条件に対して高い耐性を持っている。

※2 植物が特定の化学物質を放出することによって、周囲の他の植物や微生物の成長、発芽、生存に影響を与える現象のこと

考察

→ 北九州市においても、上記3種を含め、多種多様な雑草が見られる。

■ 第二回検討会議での構成員の意見とその対応方針(案)について

5 ノシバの活用について

◆構成員の意見

- ・生物多様性保全の観点から、外来種ではなく在来種(例:ノシバ)を活用し、景観を良くしつつ雑草対策を進めるべき
- ・ノシバ(野芝)は非常に有効であり、田んぼの畦道をノシバに替えることで管理が大幅に楽になる。初期の雑草対策が必要だが、一度定着すればノシバ自身の力で雑草を抑えることができる。道路の法面や公園などをノシバで覆うことも有効。
- ・芝生と除草ロボットの組み合わせは相性が良く、刈り草が有機質となり廃棄物が出ないため、持続可能な管理方法として非常に優れている。

➡対応方針 (案)

- ・第一回でご紹介いただいた国が管理している道路(山口県)の事例であり、北九州市の総合的雑草管理の考え方とも合致する有効な方法の一つであると考えている。
- ・今後、初期のノシバ定着までの対策や管理コスト等を整理するなど、詳しく研究したい。

■ 第二回検討会議での構成員の意見とその対応方針(案)について

6 市民意見の個別収集の提案について

◆構成員の意見

- ・具体的な管理方法については個別の場所ごとに意見があるものの、最終的には地域住民や道路利用者が「良い」と感じる形が最善である。そのため、具体的に「この場所は地域としてこうあってほしい」というような市民意見を個別に収集することも重要。

➡対応方針（案）

- ・河川では、資料P.37(各論編)「現実的にあるべき姿(目標)」の第一項に「地域の方々と話し合いながら、・・・(中略)・・・雑草対策を行う」、公園では、資料P.46(各論編)下段中央枠内に「公園愛護会や地域住民と協議し、その公園に合った雑草対策を検討」としているため、「地域としてはこうあってほしい」といった意見収集については、実行計画段階で反映させることとしたい。

■ 第二回検討会議での構成員の意見とその対応方針(案)について

7 新技術の提案について

◆構成員の意見

- ・新技術の22ページ「より安価な材料を使用した防草、カタマSP等」に関して、固める方法だけでなく、流域治水の観点から雨水を浸透させる防草対策も有効である。熊本県の球磨川流域の「雨水管理型緑地」やアメリカのポートランド市の道路側溝の事例を挙げ、労働コスト削減や新技術導入の参考になると思う。

➡対応方針（案）

- ・今後、熊本県の事例における具体的な雑草発生状況や維持管理コストなど、詳細な情報を収集し研究していくこととしたい。

■ 第二回検討会議での構成員の意見とその対応方針(案)について

8 その他資料変更点について

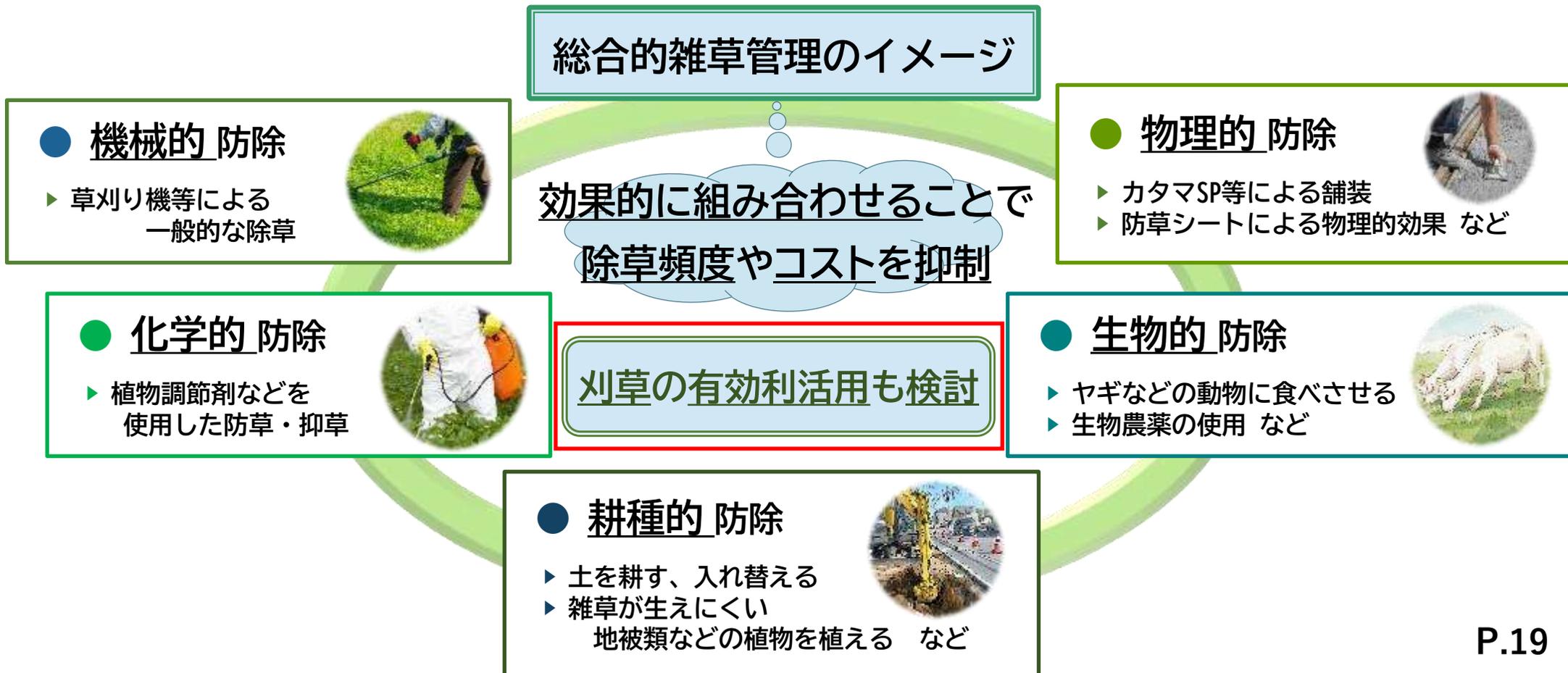
- ・P19 3.現状から考える今後の取組(2)「総合的雑草管理」の考え方の導入
「刈草の有効利活用も検討」の表記位置について、左下から中央へ変更
- ・P32 【各論編(道路)】4.管理水準を担保するための取組・対策
植物調節剤について、(調査/研究)の追記

3. 現状から考える今後の取組

2) 「総合的雑草管理 (Integrated Weed Management)」の考え方の導入

◆ 地球温暖化や除草コスト上昇などの影響により、
従来の除草中心のやり方では維持管理が困難

➔ 除草と草が生えにくい構造等を適所で効果的に組み合わせる
「総合的雑草管理(IWM)」の活用に向けた検討が必要



4. 管理水準を担保するための取組・対策

管理水準を担保するための手法

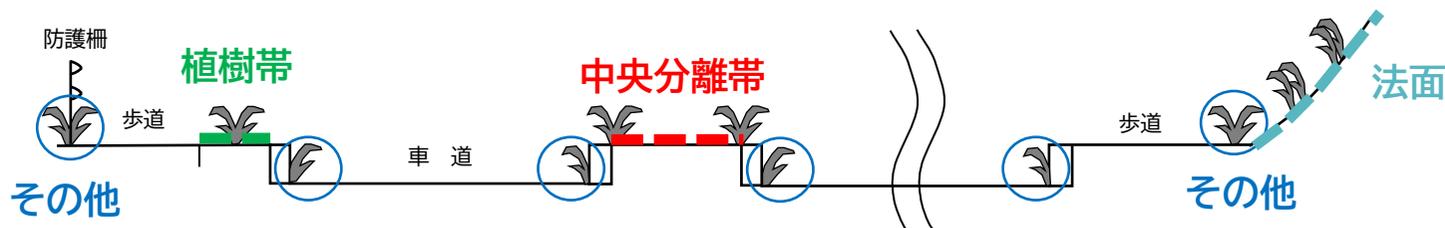


除草＋防草＋(植物調節剤(調査/研究))＋α(官民連携 など)
を効率的に組み合わせる

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
草の成長サイクル	発芽期		急成長・繁茂期			成長減速期			休眠期		発芽期	
1 中央分離帯、植樹帯				1回目	2回目	3回目						
2 残地、その他				1回目								
3 法面				1回目								

※現在、検討中のものであり、実施回数や時期が決まっているものではありません。今後、様々な知見などにより変更することがあります。

※臨時除草については、必要に応じて実施



路線	場所	対策
緑化路線	中央分離帯	必要に応じて地被類など緑に配慮した防草＋草刈り
	植樹帯	必要に応じて緑の保全を考慮しつつ適切な防草＋草刈り
	路側、その他	草刈り
その他路線	中央分離帯	カタマSPなどで防草を推進＋(植物調節剤(調査/研究))
	植樹帯	アスファルトなど現状に合わせた防草＋草刈り
	法面、残地	【住宅地】草刈り＋(植物調節剤(調査/研究)) 【郊外部】臨時対応
	路側、その他	草刈り